

地域障がい児支援体制の確保に関する取組実施報告書

法人名	岡崎市社会福祉法人 岡崎市福祉事業団
事業所名	こども発達支援センターむつみ
住所	岡崎市土井町字赤部内9番地
連絡先	0564-73-0835

加算名称	中核機能強化職員の役割	配置 (常勤専任)
中核機能強化加算Ⅱ	・主として包括的な支援の推進及び地域支援を行う	○
	・主として専門的な発達支援及び相談支援を行う	○

- ・チェック欄で実施している取組に○を選択。
- ・実施状況欄でチェック欄に○を選択した取組について、具体的な内容を記載すること。(欄の大きさは適宜修正すること)

告示	基準	体制確保に関する取組(基準ごとにいずれかの取組を実施していること)	チェック欄	実施状況
イ(1)(ニ)	○市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保しているか。	自立支援協議会(こども発達支援専門部会含む)又はこれに準ずる会議等に参画している	○	法人として自立支援協議会、こども発達支援専門部会などに参画し、職員と会議内容を共有している。
		自立支援協議会の設置がない場合等であって、市町村が開催する障がい福祉・障がい児支援に関する会議への参加や、市町村と定期的な情報共有等を目的とした会議を開催している		
イ(1)(三)	○幅広い発達段階及び多様な障がい特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保しているか。	指定放課後等ディサービスの指定を有しこれを実施している	○	放デイむつみ(令和6年4月1日指定)
		同一法人及び同一市町村内であって、指定放課後等ディサービスの指定を有している事業所との連携により、体制を確保している(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)	○	放デイあずき(平成29年4月1日指定)、放デイみどり(令和元年6月1日指定)、放デイすだち(令和2年4月1日指定)、放デイはたる(令和4年6月1日指定)、放デイつむぎ(令和5年4月1日指定) 児童センターからの移行支援を実施している
		保育所等訪問支援の指定を有している、又は自治体からの補助、委託事業等により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行っている		
		同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している等の事業所との連携により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行う体制を確保している場合。(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。	○	保育所等訪問支援と連携し、学校等に訪問し、学齢期に対して支援を行う体制を確保している
イ(1)(四)	○地域の障がい児通所支援事業所との連携体制を確保しているか。	地域の障がい児通所支援事業所等が参加できる研修会等を開催している	○	令和6年5月22日「食事について」研修会開催 参加数 3事業所 令和6年7月10日「子どもの可愛さに会おう子育て」研修会開催 参加数 5事業所 令和6年10月16日「ことば・社会性コミュニケーションの発達について」研修会開催 参加数 1事業所 令和6年10月31日「乳幼児期の食事に関わる発達について」研修会開催 参加数 1事業所 令和6年11月20日「感染症について」研修会開催 参加数 2事業所 令和6年11月20日「感染症について」研修会開催 参加数 1事業所 令和7年2月25日「脳のはたらきからみた子育てハッピー・アドバイス」研修会開催 参加数 1事業所
		定期的に、地域の障がい児通所支援事業所を参集して、情報共有の場を設けている		
		地域障がい児支援体制強化事業や障がい児等療育支援事業、その他事業を活用し、地域の障がい児通所支援事業所に対して助言・援助を行っている	○	地域障がい児支援体制強化事業 地域の事業所への訪問 5事業所 助言実績なし
イ(1)(五)	○インクルージョンの推進体制を確保しているか。	保育所等訪問支援の指定を有しこれを実施している		
		同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。	○	センターに通う児童への保育所等訪問支援の実施予定により、並行通園を推進している。
イ(1)(六)	○入口としての相談機能を果たす体制を確保しているか。	障がい児相談支援の指定を有しこれを実施している	○	センター内に福祉の村相談事業所の分室あり(相談支援 平成24年4月1日指定)
		同一法人及び同一市町村内であって、障がい児相談支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。	○	法人内の障がい児相談支援の指定を有している事業所と連携、体制の確保に努力している。
		市町村から委託相談を受託している		
		発達支援の入口の相談を、市町村が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制がある		